

## 7 神奈川県立病院ヒヤリ・ハット事例及び医療事故に関する公表基準

### 1 目的

県立病院においては、医療における安全管理の徹底を図り、患者本位の安全で質の高い医療を提供するため、様々な取組を実施しているところである。このような取組に加えて、自発的にヒヤリ・ハット事例及び医療事故を公表することが県立病院の責務として求められている。

本基準は、医療の透明性を高め、県民からの信頼を得るとともに、他の医療機関への情報提供を行い類似事故の発生防止を目的として、ヒヤリ・ハット事例及び医療事故を公表することに関する取扱いを定めるものである。

### 2 用語の定義

#### (1) ヒヤリ・ハット事例

日常診療の場で、患者に医療又は管理を行う上で、ヒヤリとしたり、ハットとした経験を有する事例（災害等に起因するものを除く。）で、(2)の医療事故に至らなかったものをいう。

#### (2) 医療事故

医療に関わる場所で実施された医療又は管理により、予期せず患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事例（災害等に起因するものを除く。）をいう。

### 3 分類レベル指標

ヒヤリ・ハット事例及び医療事故の内容に応じて、そのレベルを次のように設定する。

	区 分	内 容	
ヒヤリ・ハット事例	レベル0	間違ったことが発生したが、患者には実施されなかった場合	
	レベル1	間違ったことを実施したが、患者には変化が生じなかった場合	
	レベル2	実施された医療又は管理により、患者に予期しなかった影響を与えた可能性があり、観察の強化や検査の必要性が生じた場合	
医療事故	レベル3	a	実施された医療又は管理により、患者に予期しなかった軽微な処置・治療（※1）の必要性が生じた場合
		b	実施された医療又は管理により、患者に予期しなかった若しくは予期していたものを上回る何らかの変化が生じ、濃厚な処置・治療（※2）の必要性が生じた場合
	レベル4	実施された医療又は管理により、患者の生活に影響する予期しなかった若しくは予期していたものを上回る高度の後遺症が残る可能性が生じた場合	
	レベル5	実施された医療又は管理により、予期せず患者が死亡した場合	

※1 薬剤投与等の保存的治療

※2 バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術等

#### 4 公表基準

各レベルに対応する公表基準は次のとおりとする。

区 分	レ ベ ル	公 表 基 準
ヒヤリ・ハット事例	レベル 0	一 括 公 表
	レベル 1	
	レベル 2	
	レベル 3	
医療事故	a	個 別 公 表
	b	
	レベル 4	
レベル 5		

#### 5 一括公表

(1) ヒヤリ・ハット事例については、各県立病院で収集、分析を行い、企画実施した防止対策について、県立病院全体を取りまとめて、当該年度一年分を一括して翌年度の5月を目処に公表するものとする。

なお、すでに個別公表した医療事故の件数についても、一括公表時に併せて公表するものとする。

(2) ヒヤリ・ハット事例及び医療事故の集計は、別に行うものとする。

(3) 一括公表によって個人の特定に繋がる情報は提供しない。

#### 6 個別公表

個別公表を行う場合には、個人情報保護に十分留意した上で、次のとおり事故後速やかに公表することを原則とする。

##### (1) 公表に当たっての患者又は家族等の同意について

個別公表を行う場合には、事前に患者や家族等と十分に話し合いを行い、原則として、公表内容について文書により同意を得るものとする。

##### (2) 患者又は家族等の同意が得られた場合の公表内容

- ① 事故発生場所（「神奈川県立〇〇病院」）
- ② 事故発生年月日
- ③ 患者の年代
- ④ 患者の性別
- ⑤ 事故発生状況・結果の概要（個々の症例により公表できる範囲・内容が異なるが、個人の特定に繋がらないように留意する。）
- ⑥ 再発防止策等

##### (3) 患者又は家族等の同意が得られない場合の公表内容

- ① 事故発生場所（「神奈川県立病院」のみ）
- ② 事故発生年月
- ③ 事故の領域（例：人工呼吸器に関連する事故、薬剤に関連する事故等）と結果
- ④ 再発防止策等

## 7 公表者

### (1) 一括公表

一括公表の公表者は、知事とする。

### (2) 個別公表

個別公表の公表者は、原則として病院長とする。

## 8 その他

この基準に定めるもののほか、ヒヤリ・ハット事例及び医療事故の公表に関し必要な事項は別途定める。

### 附 則

この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成 22 年 9 月 13 日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。ただし、3 分類レベル指標については、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。